

「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」 (旧来の「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援」を包含するキャンペーン) 群馬県実施要項

令和2年5月制定・7月改正 社会福祉法人 群馬県共同募金会

1 キャンペーン概要

今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)の流行等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちや家族をめぐる生活課題を解決するために、支援活動を行う団体等へ助成するとともに、その財源となる寄付を全国協調で呼びかけることで、この困難の局面をみんなで乗り越えていこうと働きかけるキャンペーンです。

2 実施趣旨

- ・4月16日に感染症拡大にかかる緊急事態宣言が全国を対象に内閣総理大臣から発出され、5月25日に解除となりましたが、依然として感染症流行への配慮が必要な日々が続いています。
- ・今後、感染症流行の長期化などの影響を受け、地域の子どもたちや家族をめぐる生活課題がより深刻化していくことが強く憂慮される事態となっております。
- ・群馬県共同募金会では6月末まで、全国の共同募金会及び中央共同募金会とともに、「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」を協働実施し、感染症拡大等の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援するさまざまな活動へ助成しました。そのキャンペーンの助成対象をさらに拡大し、「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」(以下「当キャンペーン」という。)を全国協調で展開します。
- ・助成財源は、当キャンペーンによる寄付金及び中央共同募金会から提供される資金等です。
- ・当キャンペーンは、例年行っている共同募金運動とは別枠で緊急的に取り組み始めましたが、助成対象とする事業は平時の地域福祉と地続きであると考え、10月以降の当キャンペーンによる寄付金は共同募金として取り扱い、“平時も緊急時も地域福祉を支え続ける共同募金”として県民の期待に応えられるよう努めます。

3 実施者

(実施主体)群馬県共同募金会

(協働実施)全国の都道府県共同募金会及び中央共同募金会

4 協力

群馬県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会

5 キャンペーン詳細

(1) 寄付金募集について

- ① 募集期間: 令和2年5月14日(木)から令和3年1月31日(日)
社会情勢及び寄付の状況によって延長する場合があります。
- ② 受入口座: 群馬銀行 県庁支店 普通預金 口座番号0036376
(口座名義)社会福祉法人群馬県共同募金会
※振込手数料はご負担下さいますようお願いいたします。

③ その他の寄付方法

インターネットを活用した寄付方法(都道府県を選択したネット募金(クレカ・ペイジー等を活用)、会社等の社員様向け web 募金箱など)もございますので、詳しくは群馬県共同募金会ホームページをご覧ください。

④ 税制優遇及び領収書について

当キャンペーンへのご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。なお、6月19日以降に中央共同募金会を経由してなされた寄付金は財務省の「指定寄附金」(全額損金算入可)となります(財務省告示第152号)。また、10月以降は群馬県共同募金会でも同様にお受けできます(共同募金として昭和40年大蔵省告示第154号第4号に基づく毎年の告示)。

領収書を必要とされる場合は、別途定める「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき、FAX・E-mail 等によりお送りください。

なお、寄付申込の状況によっては、領収書発行に相当期間をいただきますのでご了承下さい。

⑤ 群馬県共同募金会ホームページへの掲載

一定額以上のご寄付を下された企業・団体等でご希望がある場合は、群馬県共同募金会ホームページの「赤い羽根サポーター」のコーナーでご紹介いたします。詳細はお問合せ下さい。

⑥ その他留意事項

助成結果等については群馬県共同募金会のホームページで報告します。

(2) 助成実施について

① 助成総額： 600万円(当キャンペーンによる寄付総額により変動します。)

② 助成件数の目安： 20件(1件30万円として算出)

※上記のうち、8件 240万円分は5月末申請受付〆切分で助成決定済みです。

③ 助成内容

◇申請者： 非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、群馬県内で活動するもの。

◇対象事業： a.感染症拡大等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちや家族をめぐる生活課題を解決するために、地域住民やボランティア等と連携し創意工夫して取り組む事業。
b.上記 a を含む住民主体の地域福祉活動の再開等を支援する事業。

◇対象期間： 令和2年度中に実施する事業で、次のいずれかの条件を満たすもの。

・助成申請以前から取り組み、助成決定以後もしばらく継続するもの。

・助成決定後すぐに着手し、しばらく継続するもの。

いずれの場合も、同じ事業形態を継続する必要はなく、取り組む課題や目的が一貫して変わらなければ、手法としての事業形態は状況に応じて変化させて構いません。

◇対象経費： 対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。

◇助成申請上限額： 30万円(対象経費に対する助成金割合は問いません。)

ただし、1申請者が提出できる申請は1件のみです。

◇留意事項： 申請多数の場合は、今後の社会情勢の変化を見通して、人々の「つながりの再構築」を目指す視点で審査を行い、優先順位をつけて選考します。

④ 申請方法及び受付〆切

◇申請方法： 別途定める「申請書」及び添付書類を E-mail にて送信して下さい。

◇受付〆切： 第1回は令和2年 5月 31日(日)E-mail 受信分までとします。

第2回は令和2年 8月10日(月)E-mail 受信分までとします。

第3回は令和2年11月20日(金)E-mail 受信分までとします。

以降、追加募集する場合は群馬県共同募金会ホームページで公表します。

⑤ 審査・決定から精算までの流れ

◇審査：書類審査とし、中央共同募金会及び群馬県社会福祉協議会の助言をいただきながら、群馬県共同募金会で行います。

◇決定：第1回申請受付分について、令和2年 6月10日(水)までに助成可否を決定し、通知します。
第2回申請受付分について、令和2年 8月20日(木)までに助成可否を決定し、通知します。
第3回申請受付分について、令和2年11月30日(月)までに助成可否を決定し、通知します。
以降、助成申請を追加募集した場合は、その都度スケジュールを示します。

◇交付：助成決定後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、数日後に振り込みます。

◇精算：事業完了後1カ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出下さい。

助成金に残金がある場合は、完了報告書提出時に返還して下さい。

なお、助成対象事業以外への流用が認められた場合は返還を求めますのでご承知おき下さい。

6 当キャンペーンにかかるお問合せ先

<群馬県共同募金会事務局>

所在地：〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

電話：027-255-6596

FAX：027-255-6214

E-mail：info2@akaihane-gunma.or.jp（助成申請書はこのアドレスに送信して下さい。）

ホームページ：<https://www.akaihane-gunma.or.jp>

担当者：坂本(寄付担当)、星野(助成担当)